

令和 8 年 8 月 19 日

岐阜行政監視行政相談センター

岐阜県商工会連合会と災害時の特別行政相談活動 に関する協定を締結

総務省岐阜行政監視行政相談センター及び岐阜行政相談委員協議会は、地震、豪雨などにより大きな被害が発生した場合、被災者からの様々な相談に応じる特別行政相談所を開設します。

このたび、特別行政相談所の開設に当たって会場確保を円滑に行うため、岐阜県商工会連合会と協定を締結します。

- 1 日 時 : 令和 8 年 8 月 24 日 (月) 13 時～
- 2 場 所 : 岐阜県商工会連合会
(岐阜市藪田南 5-14-53 OKBふれあい会館 9 階)
- 3 出席者 : 岐阜県商工会連合会 会長 坂井田 良道
総務省岐阜行政監視行政相談センター 所長 加藤 雄一
岐阜行政相談委員協議会 会長 小倉 竹治郎
- 4 内 容 : 岐阜県商工会連合会が傘下 42 の商工会にある貸与可能な会議室等の施設情報を平時から把握し、岐阜行政監視行政相談センター及び岐阜行政相談委員協議会に情報提供を実施することで、特別行政相談所の円滑な開設を支援

※ 取材をご希望される方は、事前に下記問合せ先にご連絡ください。

※ 総務省が行う行政相談や岐阜行政相談委員協議会の役割は別紙のとおりです。



総務省行政相談センター

まぐみみ岐阜

本件に関する問合せ先

担 当 者 : 行政監視行政相談課長 田中

電話番号 : (058) 200-6583

総務省の行政相談

総務省の行政相談は、国の仕事や手続、サービスなどに関する困りごとを受け付け、解決に向けて対応する制度です。

総務省の特別行政相談活動

総務省では、災害発生時に、生活支援情報の提供や被災者からの相談に対応する「特別行政相談活動」を展開しています。

このたび、特別行政相談所の会場確保に関して、岐阜県商工会連合会と協定を締結したことで、円滑な相談所の開設が期待できます。

特別行政相談所の開設

公共施設や避難所などで、お問合せやお困りごとに対応

総務省行政評価局、行政相談委員のほか、法務局や運輸局などの国の機関、自治体、行政書士会などの士業団体が参加



行政相談委員

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者（報酬は受けないが、活動費は支給）（約5,000人、全市区町村に1人以上）です。

- 社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する者（自治体職員OBや教員OB、自治会役員、行政書士など）から、市区町村長が推薦。
- 国民に身近な相談窓口として相談を受け付け、その解決を促進。
- 総務大臣に対し、委員活動の経験を踏まえて、行政運営の改善に関する意見を述べることにより、行政の改善に貢献。

相談所の開設

- 市町村役場、公民館、集会所等で定期的に相談所を開設（定例相談所）。
- 地域のイベント会場などで不定期に相談所を開設することも。



岐阜行政相談委員協議会

岐阜行政相談委員協議会は、行政相談委員相互間の連絡を密にし、行政相談業務の円滑な運営を図ることを目的として組織されています。

岐阜行政監視行政相談センターに所属する岐阜県内の行政相談委員（定員119名）によって組織されています。

岐阜行政相談委員協議会は昭和41年5月16日に設立され、今年60周年を迎えました。